

## 昭和二十八年法律第六十四号

北海道防寒住宅建設等促進法

## (この法律の目的)

第一条 この法律は、北海道における寒冷がはなはだしいことから、防寒住宅の建設及び防寒改修を促進することにより、その気象に適した居住条件を確保し、もつて北海道の開発に寄与し、あわせて北海道における火災その他の災害の防止に資することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 関係地方公共団体 北海道及びその区域内の市町村をいう。

二 防寒住宅 北海道の気象に適した防寒的な構造及び設備を有する住宅をいう。

三 防寒改修 既存の住宅の構造又は設備を北海道の気象に適するよう防寒的なものとすることをいう。

(国の責務) 第三条 国は、防寒住宅の建設若しくは防寒改修又はこれらに関する試験研究若しくは普及事業を行う者に対し、財政上、金融上又は技術上の援助を与えるよう努めなければならない。

(試験研究及び普及事業に対する国援助) 第四条 国は、防寒住宅の建設又は防寒改修に関し、左に掲げる事業を行う関係地方公共団体に対し、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第十六条(補助金の交付)の規定に基く補助金を交付することができる。

一 試験研究  
二 巡回指導、資料の展示、出版物の配布、講習会の開催その他の普及事業

三 技術者又は技能者の養成又は研修  
(補助金の交付の手続)  
第五条 前条の規定により國の補助金の交付を受けようとする関係地方公共団体は、国土交通省令の定めるところにより、事業の計画書及び経費見積書を添えて、補助金交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 國土交通大臣は、前項の規定により提出された書類を審査し、適当と認めるとときは、補助金の交付を決定し、これを当該関係地方公共団体に通知しなければならない。

3 市町村が第一項の規定により補助金交付申請書を国土交通大臣に提出する場合及び国土交通

大臣が前項の規定による通知を市町村にする場合においては、それぞれ北海道知事を経由してしなければならない。

4 前項の規定により道が処理することとされていいる事務は、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

## (補助金の返還等)

第五条 國土交通大臣は、第四条の規定により國の補助金の交付を受ける関係地方公共団体が当該補助に係る試験研究若しくは普及事業を行わず、又は当該補助金を補助の目的以外に使用したときは、当該関係地方公共団体に対し、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ぜることができる。

(国又は地方公共団体の資金によつて建設される住宅) 第六条 国又は地方公共団体が北海道の区域内において建設する住宅は、これを防寒住宅とするように努めなければならない。

(報告) 第七条 国又は地方公共団体が北海道の区域内において必要があると認めるときは、北海道知事に対し、北海道の区域内における防寒住宅の建設及び防寒改修並びにこれらに関する試験研究及び普及事業の状況について報告を求めることができる。

2 北海道知事は、前項の規定による報告をするについて必要があると認めるときは、北海道の区域内の市町村の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

この法律は、公布の日から施行する。

## (施行期日)

八号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

## (附則) (昭和三〇年七月三〇日法律第二

1 (施行期日) 附則 (昭和二九年五月一日法律第八七号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

## (附則) (昭和三一年三月二三日法律第二

五号)抄

この法律は、昭和三十一年六月一日から施行する。

## (施行期日)

附則 (昭和三二年四月一日法律第四九号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

## (附則) (昭和三三年三月三一日法律第三

○号)抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

## (附則) (昭和三三年一二月二十五日法律第一

二号)抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年七月一日以降に発生した災害から適用する。

## (附則) (昭和三六年三月三〇日法律第一

六号)抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

## (附則) (昭和三七年三月二二日法律第一

六号)抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

## (附則) (昭和三七年五月二二日法律第一

六号)抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三七年五月二二日法律第一

## (附則) (昭和四七年五月二二日法律第一

六号)抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四七年五月二二日法律第一

## (附則) (昭和四八年五月一五日法律第二

九号)抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四八年五月一五日法律第二

## (附則) (昭和四八年五月一九日法律第七

九号)抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四八年五月一九日法律第七

## (附則) (昭和四九年五月一九日法律第七

九号)抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四九年五月一九日法律第七

## (附則) (昭和四九年五月一九日法律第七

九号)抄

附則 (昭和四一年三月三一日法律第二

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

## (附則) (昭和四四年七月一日法律第五七

号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

## (附則) (昭和四四年七月一六日法律第六

二号)抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

## (附則) (昭和四六年五月二八日法律第八

〇号)抄

(施行期日)

1 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

## (附則) (昭和四六年五月二八日法律第八

〇号)抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十七年一月一日から施行する。

## (附則) (昭和四七年五月二二日法律第三

六号)抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四七年五月二二日法律第三

## (附則) (昭和四七年五月二二日法律第一

六号)抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四七年五月二二日法律第一

## (附則) (昭和四八年五月一五日法律第二

九号)抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四八年五月一五日法律第二

## (附則) (昭和四八年五月一九日法律第七

九号)抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四八年五月一九日法律第七

## (附則) (昭和四九年五月一九日法律第七

九号)抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四九年五月一九日法律第七

## (附則) (昭和四九年五月一九日法律第七

九号)抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四九年五月一九日法律第七

## (附則) (昭和四九年五月一九日法律第七

九号)抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四九年五月一九日法律第七

## (附則) (昭和四九年五月一九日法律第七

九号)抄

(施行期日)





(勤労者財産形成促進法 昭和四十六年法律第  
九十二号) 第十一条の改正規定を除く。)、第十  
二条及び第十五条(高齢者の居住の安定確保に  
関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五  
十五条第三項の改正規定を除く。)の規定は、  
公布の日から起算して三月を超えない範囲内に  
おいて政令で定める日から施行する。  
(罰則に関する経過措置)

**第十六条** この法律(附則第一条ただし書に規定  
する規定については、当該規定。以下この条に  
おいて同じ。)の施行前にした行為及びこの附  
則の規定によりなお従前の例によることとされ  
る場合におけるこの法律の施行後にした行為に  
対する罰則の適用については、なお従前の例に  
よる。

#### 附 則 (平成一七年七月六日法律第八二 号) 抄

**第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施  
行する。

#### 附 則 (平成一八年四月一日法律第三〇 号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月  
を超えない範囲内において政令で定める日(以  
下「施行日」という)から施行する。ただし、  
第四条の規定(住宅金融公庫法第十七条第八項  
の改正規定を除く。)並びに第五条並びに附則  
第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行  
する。

(罰則に関する経過措置)

**第五条** この法律(附則第一条ただし書に規定す  
る規定については、当該規定)の施行前にした  
行為に対する罰則の適用については、なお従前  
の例による。

(政令への委任)

**第六条** この附則に規定するもののほか、この法  
律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め  
る。